

地方分権型社会にかなう地方税財政制度の確立 にかかると指定都市市長会要請

今年度は、地方分権改革推進計画の策定や新分権一括法案の国会提出が予定されるなど、地方分権の推進に向けて極めて重要な年となります。

来るべき衆議院議員総選挙においては、地方分権改革推進法に掲げられた「個性豊かで活力に満ちた地域社会」の実現を図るため、「地方分権改革をいかに断行するか」が最も重要な争点の一つとされるべきと我々指定都市市長会では考えております。

指定都市では、市民に最も身近な基礎自治体として行政サービスを提供するとともに、圏域における中核都市としての役割も担っています。しかしながら、現行の地方税財政制度は、こうした指定都市の役割と大都市特有の財政需要に見合わない不十分な制度となっております。

真の地方分権改革を成し遂げるためには、国と地方の役割分担を抜本的に見直したうえで、新たな役割分担と地方の多様性に合わせた、地方分権型社会にかなう地方税財政制度を確立することが大前提となります。

指定都市市長会が地方自治法に定められた全国的連合組織（いわゆる地方六団体）としての位置づけを得ていないことなどから、現在の地方分権改革の議論の中で、我々の声が届きにくい状況にありますが、指定都市には、全国の約2割もの人口が集中しており、今後は我々の抱える課題についても十分に議論を尽くしていただく必要があります。

については、貴党の掲げる政権公約において、指定都市特有の課題も踏まえた地方分権改革の断行を重点政策として取り上げるとともに、次の提案を盛り込んでいただくよう強く要請します。

平成21年5月27日
指定都市市長会

- 国と地方の新たな役割分担に応じた地方税財政制度を確立するため、国税から地方税への税源移譲、国庫補助負担金の改革、地方交付税の改革を一体的に進めることで、地方税中心の歳入体系を構築する。

1. 国税から地方税への税源移譲

- ・ 地方税の配分割合を高め、国と地方の新たな役割分担に応じた「税の配分」を実現する。
- ・ 第二期地方分権改革の中で消費税、所得税、法人税など複数の基幹税からの税源移譲を行い、国と地方の税の配分割合を当面、5：5とする。

2. 国庫補助負担金の改革

- ・ 地方が担うべき分野については、国庫補助負担金は廃止し、所要額について税源移譲を行う。
- ・ 地方の自由度の拡大につながらない単なる国庫補助負担率の引き下げは行わない。
- ・ 国が担うべき分野については、必要な経費全額を国の負担とする。

3. 地方交付税の改革

- ・ 大都市を狙い撃ちにした削減、国の歳出削減のみを目的とした削減は行わない。
- ・ 地方財源不足額等の解消は、法定率の引き上げにより対応する。

4. 国直轄事業負担金の廃止

- ・ 国が行うべきと整理された国直轄事業については国の負担で整備・維持管理を行い、国直轄事業負担金は廃止する。
- ・ 特に、維持管理費にかかる地方負担については、直ちに廃止する。

- 事務配分の特例により道府県から指定都市に移譲されている事務事業に必要な財源について、道府県から指定都市へ税源移譲することにより、指定都市の事務配分に対応した大都市特例税制を創設する。

1. 大都市の事務配分の特例に伴う税制上の措置不足額にかかる税源移譲

現在、指定都市が道府県に代わって提供する行政サービスに係る経費のうち、税制上の措置不足額※について、個人道府県民税、法人道府県民税及び地方消費税の複数税目から税源移譲を行う。

※平成20年度予算に基づく概算（2,342億円）

2. 新たな役割分担に伴う道府県から指定都市への税源移譲

第二期地方分権改革において、新たに道府県から指定都市の役割分担となる事務事業に必要な財源について、指定都市へ税制上の措置を行う。